

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第6回）議事録

■日時 平成28年10月20日（木）午後3時28分～午後4時31分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、黒田委員、小堀委員、寺島委員、森川委員、

■議事内容

1 審議

「（仮称）南町田計画」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 大気汚染、景観及び廃棄物について審議を行い、大気汚染に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会(第6回)

速 記 録

平成28年10月20日(木)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

(午後3時28分開会)

○池田アセスメント担当課長 皆さん、おそろいになりましたので、ちょっと定刻よりも早いですけれども始めさせていただければと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

部会の開催に先立ちまして、審議会の情報公開について御連絡いたします。

これまでも総会、部会ともに「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の第5条の規定によりまして、会議については公開としております。そのうち総会の議事録につきましては、従来から環境局のホームページ上で公開してまいりました。今般、新しい知事のもと、情報公開の更なる推進の観点から、今後、部会の議事録につきましても、ホームページ上で公開してまいりますので御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から御報告申し上げます。

現在、第一部会委員11名のうち、6名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開催をお願いいたします。なお、本日、傍聴の申し出がございますのでよろしくお願いいたします。

○町田部会長 承知いたしました。

それでは、会議に入ります前に本日は傍聴を希望されておられる方がいらっしゃいます。東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴の皆様、本日は御苦労さまでございます。

傍聴の方は、傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構でございます。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。本日はお手元の会議次第にありますように「(仮称)南町田計画」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは「(仮称)南町田計画」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに大気汚染について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。お手元の水色の評価書案の63ページ、大気汚染の現況調査でございます。調査事項につきましては、大気質の状

況、気象の状況等の7項目でございます。

調査地域につきましては、まず既存資料調査につきましては下段の図にございますけれども、右下のほうに黒い白抜きで○で計画地がございまして、その北側と南側の●が気象の調査地点、▲の4地点が大気既存資料の調査地点でございます。

65ページが現地調査の調査地点でございます。計画地の南東側に■がございまして、こちらが一般環境大気質と気象の調査地点でございます。計画地の周辺で主に工事用車両や関連車両の走行ルート上に②～⑨の8地点をとってございます。

68ページが交通量の既存資料の調査地点でございます。計画地は特に大きな幹線道路で国道16号、国道246号に挟まれているというか囲まれておりまして、国道16号、国道246号のそれぞれ1地点が既存資料の調査地点でございます。

70ページが図8.1-4 自動車交通量調査地点（現地調査）でございます。先ほどの大気と同様に工事用車両、関連車両の走行ルート上で主に調査地点をとってございます。

71ページ、調査結果でございます。まず、大気既存資料調査で二酸化窒素の調査結果は中段の表8.1-7にございまして、日平均値の年間98%値で0.031ppm、0.037ppmとなっておりまして、環境基準以下と環境基準を達成している状況でございます。経年変化を見ていただきますと、一番下の図でやや低下傾向にあることが分かるかなと思います。

72ページが浮遊粒子状物質の既存資料の調査結果でございます。上の表も日平均値の2%除外値を見ていただきますと0.10mg/m³以下、1時間値の最高値も0.20 mg/m³以下ということで、記載の評価方法のとおり環境基準を達成している状況でございます。浮遊粒子状物質の経年変化につきましては、一番下の図でほぼ横ばいとなっているというのが見られると思います。

73ページが現地調査の二酸化窒素でございます。こちらの表の日平均値の最高値を見ていただきますと、秋で0.032ppmということで一番高くなっておりますけれども、環境基準を下回る状況でございます。

74ページが表8.1-12 二酸化窒素の調査結果（簡易測定法）でございますけれども、計画地内におきましては冬に0.039ppm、沿道環境であれば⑦の日平均値の最高値の冬に0.047ppmということで、いずれもゾーン内、それ以下ということでございます。

75ページが浮遊粒子状物質でございまして、こちらの日平均値の最高値が一番高いのが春の0.045 mg/m³、1時間値は秋で0.109 mg/m³ということで、参考に環境基準と比較すると下回っている状況でございます。

81ページ、計画地の地形でございまして、計画地内は多少の高低差がありますが、

そんなに大きな高低差はないのですけれども、西側に境川という川がありまして、そちらに向かって下がっていくような地形となっております。

82ページが図8.1-11 土地利用現況図ということで、計画地は商業施設、駐車場ですけれども、先ほど申し上げましたように、国道16号、国道246号に挟まれていて、西側には鶴間公園、北西側、南西方向には独立住宅や集合住宅などの閑静な住宅街となっているところでございます。

83ページが図8.1-12 用途地域図ということで、計画地の北側が商業地域、南側が第二種中高層住居専用地域、今回の建替え等に合わせまして、第二種中高層住居専用地域が商業地域になるということでございます。

85ページが図8.1-13 主な公共施設等の分布状況でございます。計画地の北西側の12番に南町田クリニックということで、ビルの3階部分にこのクリニックがございます。西側に鶴間公園、南西側に南町田会館、南側に11番の南町田病院がございます。

89ページ、予測でございます。予測事項は記載のとおり、工事の施行中は解体機械、建設機械の稼働、工事用車両の走行。

工事の完了後につきましては、駐車場利用車両の走行と関連車両の走行に伴う大気質でございます。

予測の対象時点は工事の施行中の解体機械、建設機械につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時点としまして、工事着工後1～12ヶ月の1年間でございます。

工事用車両の走行につきましても、排出量が最大となる時点ということで工事着工後11ヶ月目、ただ、予測地点⑥は28ヶ月目、予測地点⑧は1ヶ月目ということで、これはそれぞれ平面駐車場の工事になりますけれども、そちらはピークが異なるということで28ヶ月目、1ヶ月目をとってございます。この台数が1年間走行するものと設定をしております。

90ページ、工事の完了後は、いずれも施設の稼働が通常の状態に達した時点でございます。

91ページ、図8.1-14 工事用車両の走行に伴う大気質の予測地点につきましては、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑩の7地点でございます。

92ページが図8.1-15 関連車両の走行に伴う大気質の予測地点でございます。こちらは②～⑥、⑧～⑩の8地点を予測地点としてとってございます。

予測結果につきましては、評価とともに御説明をさせていただきたいと思っておりますので124ページ、環境保全のための措置でございます。まず工事の施行中の、予測に反映した環境保

全措置としまして、解体機械及び建設機械は、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を使用する、敷地境界線付近に、高さ2.0mの仮囲いを設置する。

予測に反映しなかった環境保全措置としまして、2つ目の①の計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるよう努める。3つ下の工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めることにより、工事工程の平準化を図る、ということでございます。その2つ下の、工事用車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。一番下の苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うといったことを記載してございます。

工事の完了後で、商業施設がオープンした後ですけれども予測に反映しなかった環境保全措置としまして、交通誘導員の適切な配置による円滑な交通流の確保及び車両の集中化を避ける。3つ下ですけれども店舗の広告チラシ、ホームページ、施設フロアガイド等に公共交通によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通による来店の促進を図る。下から2つ目の従業員の通勤は原則、公共交通機関によるものとするといった記載がございました。

125ページ、評価でございます。評価方法ですけれども、施行中、完了後ともに評価の指標につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきましても環境基準でございます。

127ページ、評価結果でございます。工事の施行中の解体機械、建設機械の稼働に伴う大気質ですけれども、まず上の表が二酸化窒素になります。こちらの日平均値の年間98%値が0.0556ppmということで、評価の指標のゾーン内におさまっている状況でございます。寄与率はやや高い状況で45.4%となっております。浮遊粒子状物質につきましては日平均値の2%除外値が0.0552mg/m³ということで、評価の指標を下回るとともに寄与率につきましては19.4%という状況でございます。

115、116ページをご覧ください。

まず、115ページが解体機械、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果のコンター図でございます。駅街区と中央街区の真ん中の道路上に最大濃度着地地点が出ているような状況でございます。

116ページも同様で、同じ地点で浮遊粒子状物質の最大値の着地地点が出てございます。

お戻りいただきまして、128ページ、表8.1-47(1) 工事用車両の走行に伴う大気質の評価結果、まず上の表が二酸化窒素でございます。一番高いところで⑤の寄与率で3.99%、日平均値の年間98%値が0.03557ppmということで、評価の指標を下回る状況でございます。

下の表の浮遊粒子状物質ですけれども、こちらも同様に⑤で寄与率は高いほうで0.1%、そ

れから、日平均値の2%除外値は0.04800mg/m³ということで評価の指標を下回ってございます。

129ページ、ア 駐車場利用車両の走行に伴う大気質ですけれども、こちらもコンター図を見ていただくので120ページをご覧ください。二酸化窒素も同様に駐車場が建物の中心のほうに寄っているのと、排出源等の関係から駅街区と中央街区の間の道路上に最大値が出ております。121ページの浮遊粒子状物質も同様の地点でございます。

お戻りいただきまして、129ページ、上の表で二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.0356ppmで評価の指標を下回り、寄与率も0.32%でございます。浮遊粒子状物質につきましても、日平均値の2%除外値が0.0479mg/m³ということで評価の指標を下回り、寄与率は0.01%となっております。

最後のイ 関連車両の走行に伴う大気質ということで、130ページは上の表が二酸化窒素になっておりまして、一番大きい値が出ているのが⑧です。寄与率が2.13%、日平均値の年間98%値が0.03509ppmということで評価の指標を下回っている状況でございます。

下の表の浮遊粒子状物質につきましても、同様に⑩で寄与率が一番大きくて0.03%、日平均値2%除外値は0.04797mg/m³というところが多いのですけれども、いずれも評価の指標を下回っているということでございます。

本日の審議資料の1ページ、資料1-1、大気汚染の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1のとおり。

関係市長の意見はございませんでした。

それらを踏まえまして、森川委員と項目検討いたしました結果、意見ありということで、別紙2のとおりでございます。

まず、2ページの別紙1から御説明させていただきたいと思います。都民の主な意見です。4項目ございますけれども、3名の方から4項目の意見ということでございます。

1 大気質の現況調査によれば、対象地である鶴間一丁目から三丁目地区の大気質の環境は、町田市金森測定局や大和市役所測定局と比較して明白に劣っている。国道16号や国道246号などの自動車交通の影響を受けているためと思われるが、この上に更なる交通負荷を与える本計画には最大限の配慮が求められる。

2 公園内の環境の変化の測定を行うべきである。現在開発済みの地点の大気を測定し予測した所で大した変化がないことは自明である。駐車場の拡大、拡散、走行車両の増大、公園内道路の新設等で、公園内こそが相当な環境影響があると想定される為、そこを測定することが重要である。

公園内新設道路の中間点、ユリノキ通りとの新設交差点での測定を行うべきである。環境悪化した場合は、解決法を提案し施工すべきである。

3番の意見につきましては、2番の方の2パラ目の意見と同様でございます。

4 新グランベリーモールの客がピークとなる開業直後の2～3月の間交通渋滞、大気汚染についてどのような対策を持っているのか、それを示してもらいたい。

また、これらに関連して、来店客の鉄道の利用を推し進める対策についても示してもらいたい。

これらの意見に対しまして、事業者の見解としましては2番の意見ですけれども、評価書案の92ページが完了後の予測地点でございますけれども、都民の方から、計画地の西側の鶴間公園の中で測定を行うべきではないかという御意見に対して、一応見解書のほうでは、それについては検討しますということで書いてあるのですけれども、あわせて車両の走行ルートとしては、鶴間公園の北側の赤と青の線上の⑧ですとか⑨というところが車両の影響が一番大きいので、そこで代表できるのではないかということ。

あとは新設道路で測るべきではないかという意見に対しまして、新設道路が⑧の左側で、こちらは現在公園なのですけれども、こちらに新しい道路をつくることになっておりまして、基本的には新設道路の関連車両の交通量、⑧と⑨の交通量はほぼ一緒なのでより住宅に近い⑨、公園のそばの⑧といったところで代表できているのではないかという見解が述べられているところでございます。

4番目の意見につきましては、開業直後は渋滞の懸念がされるというのは事業者もしっかり認識しておりまして、誘導員を増やしたり、臨時駐車場を設けたりといったことを考えているということでございます。

こういった都民の意見を踏まえまして、意見案が3ページの別紙2でございます。読み上げさせていただきます。

関連車両の走行に伴う大気質濃度について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、走行ルート沿道には、公園や住宅地が存在することから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

でございます。

実際に予測の値としては、そんなに大きな値ではないのですけれども、やはり交通量が増えることと、公園や住宅地があって懸念の声も出ておりますので、よりこの措置を徹底して

いただきたいということでこのような意見を上げさせていただいてございます。

意見の取扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れるでございませう。

以上でございませう。

○町田部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、御担当の森川委員、何か補足することがございましたらお願いいたします。

○森川委員 特にはございませう。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御出席の委員の皆様方から御質問等ございましたらお願いいたしたいと思ひませう。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○片谷審議会会長 実は、私自身もこの近くに住んでおひまして、前のグランベリーモールができたときからの状況を知っておるわけですけれども、できてすぐの頃、あるいは何らかのイベント的なものがあるときには、自動車交通が集中する状況がかなり今までも起こってきたわけで、やはり都民の皆さんからの御意見の中にも、集中したときにどうなるのかということ懸念するような御意見が含まれていると理解しておひます。

予測評価項目にはありませんが、交通安全的な観点の御懸念もおそらく中に含まれていると思ひますので、やはり事業者にはそういう点の配慮を最大限していただく必要があるということと、先ほど宇山課長が紹介してくださった事業者の見解で、確かに新設道路の途中の区間の交通量は⑧、⑨とほとんど一緒になるはずですから、周辺の大気の二酸化窒素とか浮遊粒子状物質の濃度は⑧、⑨と同レベル、もしくはそれ以下になるという説明は決して科学的に間違っはひないのですけれども、都民に対して分かりやすい答申をつくる観点からすれば、⑧、⑨で代表できていると言ってしまうよりは、評価書の段階で⑧、⑨の間の区間についても交通量は同等であって、濃度レベルも同等であることが十分推定できる、ということが記載されれば懸念は解消できると思ひますので、やはりそういう配慮が必要であらうと思ひます。

公共交通機関を利用するように促す努力は、実は事業者が今までもかなりやっけていて、例えば休日になると南町田駅に急行が停まる措置は既にやられているわけですけれども、それでも自動車の集中はあるので、更にプラスアルファの対策を考えるようなことも事業者には求めていく必要があると私は思っけておひまして、自分が近くに住んでいるからということでは必ずしもないのですけれども、これだけ住宅街に囲まれている立地ですので、とにかく最

大限の努力をしていただくことを事業者には求めることが必要だと思っております。

○町田部会長 ありがとうございます。

会長から意見をいただきましたけれども、事務局、何かございますか。

○宇山アセスメント担当課長 御指摘いただきましたとおり、評価書のほうで新設道路のあたりの記載をもうちょっと充実するというか、分かりやすく書くようにしてまいりたいと思っております。

更なる公共交通の利用の促進という点でも、事業者とやりとりする中で、電車で来た方にはポイントをつけるということも検討していきたいということで申しておりますので、それは反映できる範囲で評価書のほうにも反映していきたいと思っております。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、大気汚染につきましては指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。ありがとうございます。

景観について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、237ページ、景観の現況調査でございます。調査事項は、地域景観の特性、代表的な眺望地点及び眺望の状況等の5項目でございます。

239ページが調査地点でございます。1番が南町田駅の北口のロータリー、2番目が東側の住宅地や商業施設があるあたりに比較的近いところ、3番目が横浜水道みちということで散歩等をされている地点です。4番が住宅地ということで通学路等に利用されているところ、5番が境川・鶴間せせらぎ広場付近、6番が鶴間公園の入り口付近でございます。

240ページ、調査結果でございます。地域景観の特性につきましては、計画地については、低層の建築物を主体とした商業施設と駐車場からなる景観が形成されていると。

計画地周辺につきましては、北東側には国道16号、南東側には国道246号等の大規模な道路構造物が主体となった景観、その沿道には高層住宅や商業施設などの都市的な景観、計画地南西側については低層の戸建て住宅を中心とした整然とした住宅地の景観、計画地西側は鶴間公園の緑豊かな景観ということで、計画地及びその周辺は多様な景観構成要素からなる景観が形成されているという記載がございます。

代表的な眺望地点及び眺望の状況につきましては、後ほど予測のところであわせて御説明させていただきますと思います。

241ページ以降は、景観の保全に関する方針等ということで東京都景観計画や町田市景観計画。243ページに南町田駅周辺地区拠点整備基本方針等の記載がございます。

244ページ、245ページが関係法令ということで、景観法、都市計画法、東京都景観条例、町田市景観条例の記載がございます。

246ページ、予測でございます。予測事項は2つです。工事の完了後の計画建築物の存在に伴う主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度。計画建築物の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度でございます。

予測結果ですけれども、まず、アにつきましては、後ほど評価のほうであわせて御説明をさせていただきます。

イにつきましては、フォトモンタージュを見ていただいたほうが分かりやすいと思いますので、まず249ページをご覧ください。こちらは南町田駅の北口ロータリーを計画地の北側から見た地点でございます。現況は手前に東急電鉄の屋根が見えて、その奥にグランベリーモールの上が見えて、右側に高いのがシネコン棟でございます。

工事の完了後は、駅街区の建物が手前に来ますのでかなり見える状況ですけれども、色彩については、町田市景観条例に定める色彩を使って、あと、こういう段々になるように、圧迫感なるべく軽減されるようにといった階段状の構造にして、変化のある景観にしているということでございます。

250ページは、計画地東側の住宅地の近辺からのフォトモンタージュでございます。現況につきましては、道路の奥にグランベリーモールの駐車場と若干建物が見えておりますけれども、今回新しいグランベリーモールにリニューアルするに当たって、駐車場を真ん中にもってきて大気、騒音に配慮をして、そのかわりに建物を周囲にもってくることで敷地境界のあたりはこのように建物が近くなる状況でございます。色彩等については、同様に景観条例にのっとり配慮してもらえらるということでございます。

253ページ、写真8.5-5 地点5（境川・鶴間せせらぎ広場付近）からの眺望の変化ということで現況については、若干フェンスの上側に立体駐車場、シネコン棟のスロープが見える状況ですけれども、これも工事の完了後には計画地の周囲に建物が来るとということで、茶色の建物が見える状況でございます。

254ページが写真8.5-6 地点6（鶴間公園入口付近）からの眺望の変化でございます。こちらは駅前ということもあって、現況でも高い建物がございますけれども、その奥側に計画建築物が左側と右側それぞれ、左側が駅街区、右側が中央街区でございます。

255ページ、環境保全のための措置でございます。工事の完了後の予測に反映した環境保全措置ですけれども、壁面の色彩は、町田市景観条例に基づいた色彩を採用する。

2つ下は計画建築物外構部等の緑化を行い、周囲の街並みや緑と調和した景観づくりを図る。計画建築物は中低層の高さとする。

計画地内には回遊性のある歩行者動線の配置や鶴間公園に接続するところには地域住民等の交流の拠点となる広場、緑地等を整備するとしてございます。

予測に反映しなかった環境保全措置としましては、2つ目の・から高木・中木・低木・地被類を織り交ぜながら周辺環境と調和した植栽を行う。

樹木の良好な生育を維持するように適切に管理するといった記載がございます。

評価でございます。評価方法のアの評価の指標につきましては、町田市景観計画を参考に境川や鶴間公園など自然的な要素を生かし、市民の交流の拠点となる市南部の玄関口にふさわしい景観づくりが進められていること、また、来訪者が歩きながら駅周辺の商業施設や公園の景観を楽しむことができるように、回遊性と連続性のある空間がつけられていること、でございます。

イにつきましては評価の指標は、町田市景観計画の届出制度による良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を参考に、高さは周辺の建築物群のスカイラインとの調和が図られていること、色彩は色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和が図られていること、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続していることとしてございます。

256ページ、評価結果でございます。まず、アですけれども、

計画地は低層の建築物を主体とした商業施設と駐車場からなる景観が、計画地の北東側には大規模な道路構造物や高層住宅、商業施設からなる都市的な景観が、計画地南西側には低層の戸建住宅からなる住宅地の景観が、計画地西側には鶴間公園の緑豊かな景観が形成され、計画地及びその周辺は多様な景観構成要素からなる景観が形成されている。

本事業は、シネコン棟を除く商業施設等を解体して、新たに中低層の商業施設や駐車場施設を建設する計画であり、景観構成要素としては現状と同様の商業施設の景観が形成されるため、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は小さく、また、計画地内には回遊性のある歩行者動線の配置や鶴間公園に接続するところには地域住民等の交流の拠点となる広場、緑地等を整備することにより、鶴間公園の自然的な要素が生かされた緑のネットワークが形成されると予測する。

以上のことから評価の指標を満足するとしてございます。

イにつきましては、計画地に近接した地点については眺望が変化しますが、壁面には町田市景観条例に基づいた色彩を採用する。

外構部等の緑化により、周辺の町並みや緑と調和した景観が形成されると予測しております。

計画地から離れた地点については、壁面には町田市景観条例に基づいた色彩を採用することと、計画建築物が中低層の建築物とすることから、眺望の変化の程度は小さいと予測をしてございます。

以上のことから、評価の指標を満足するという記載でございます。

それでは、本日の資料の4ページをご覧ください。資料1-2、景観の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙のとおりということで、右側の5ページをご覧ください。2名の方から御意見をいただいております。

1 景観の予測地点に、さわやか広場中央の座位置から全周景観の予測と、多目的広場南端から北への景観の予測を加えることを望みます。

2 鶴間公園との接続部（シネコン西側、新設C地区にぎわいの融合ゾーン）からの西側公園眺望景観を既存樹林景観との比較で検証すべきである。

新設建物景観は、町田市景観条例に基づく景観審議会の審議を待つ。
という意見でございます。

この意見なのですが、評価書案の項目が違いますが、266ページ、自然との触れ合い活動の場の図に地点がございます。こちらに鶴間公園を緑に網掛けしてありますけれども、やや南側にさわやか広場という記載がございます。都民の方の意見ではさわやか広場中央の座位置から全周景観の予測という御意見なのですが、さわやか広場はちょっと西側に下がっているところで樹木もありますので、ここからは右側のところにグランベリーモールと記載がありますが、計画地が現状では見えない状況となっております。

多目的広場南端から北への景観の予測を加えることを望みます、とございますけれども、多目的広場というのは、図の左上に多目的運動広場とありますけれども、こちらの南端から北側への景観の予測ということで、新設道路ができる地点への景観ということなのでしょうけれども、今回のアセスの対象はあくまで自動車駐車場の設置ということでグランベリーモールの改築になりますので、計画建築物が見えない方向の予測というのは難しいのかなということでございます。

2番の意見は、鶴間公園との接続部（シネコン西側、新設C地区にぎわいの融合ゾーン）か

らの西側公園眺望景観を既存樹林景観との比較で検証すべきであるということで、こちらもグランベリーモールの西側の鶴間公園との間のところから西側の景観を検証すべきであるという御意見なのですけれども、これも同様に計画建築物の見える方向ではないのでなかなか厳しいのかなというところでございます。

前ページにお戻りいただきまして関係市長の意見はございませんでした。

項目検討の内容につきましては、義江委員にお願いをいたしまして、以上の結果を勘案しまして意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

義江委員は欠席されておりますけれども、事務局の御説明のとおりと伺っております。その後、義江委員から何かコメントは届いておりますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 特段ございません。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今の256ページの工事の完了後の評価結果なのですが、アの最後のパラグラフの最初のところですが、評価の指標である境川や鶴間公園など自然的な要素を生かし、というので、鶴間公園についてはいろいろ御説明があるし、現実には広場をつくったり、緑地を整備するというものがあるのですが、境川についての記述がほとんどなかったのが自然的な要素を生かしの後にある、市民の交流の拠点となる市南部の玄関口にふさわしい景観というのは、具体的にはどういう内容を含むのかというのを教えていただきたいと思います。

○町田部会長 事務局、お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 御指摘のとおり、別に境川を何かいじるということではなくて、先ほど見ていただいた図のとおりグランベリーモールの西側に道路があって、その西側に鶴間公園があるということでかなり分断されていて、ちょっと掘割りのような形になっているものですから、グランベリーモールの来店客が鶴間公園に行くようなこともないことはないのかもしれませんが、行きやすくないような状況で、それをお互い行き来できるようにして、鶴間公園で休憩している方が買い物をして、買い物をしている方が公園で休憩をしてということをやりたいということです。

境川のほうもちょっと住宅地を挟みますけれども、鶴間公園の西側につながっていくとい

うことで、今よりは境川の水辺に近くなるという意味でこういったことが書いてあるということ、具体的に境川のほうで何かをするということではございません。

○町田部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○小堀委員 多少書きぶりを変えたほうが誤解はないかなという気はします。並行して「境川や鶴間公園」となっていると、同等の配慮や広場などができるのかなという誤解を与える可能性があるかなと思います。

○町田部会長 いかがですか。

○宇山アセスメント担当課長 もしかしたら、建替えとは別に何か計画をしているかもしれないので、もし境川に関することで書けるものがあればちょっと追加して行って、本当に何もないのであれば境川の記載は除くような方向で考えたいと思います。

○町田部会長 ほかにございますでしょうか。

1点確認なのですが、254ページの写真がございますね。現況と工事の完了後なのですが、工事の完了後は注釈がございます。道路の変更は土地区画整理事業により行われるということで、以前よりも道路が直線道路になって、横断歩道等はなくなるということなのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 確かにこのアングルだと、多分そのように思われると思うのですが、ボンネットが見えるところです。ここがちょうど鶴間公園と間の道路で、ここが盛り土されて、道路としてなくなって廃道になってしまうので、この右折の部分、T字路がT字路でなくなって直線になってしまうということで、信号も横断歩道もとってしまうのですけれども、そうすると横断できなくなってしまうので、この写真では見えないのですけれども、このちょっと手前に横断歩道を移すということで聞いてございます。

○町田部会長 そうですか、住民の方は不便を感じるのではないかなと思いました。

○宇山アセスメント担当課長 大分、迂回しないとイケない。

○町田部会長 そうですね、ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

○片谷審議会会長 今のはカーブがあるから、カーブの途中に横断歩道をつくるよりストレートな部分につくったほうが安全だからというので移すということですね。

○町田部会長 この写真は左側のビルの建物がほとんど変わらなくて、右がちょっと変わっ

ているのでアングルがちょっと微妙なところでしょうね。ほかに御意見はよろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、景観につきましては意見なしといたします。
ありがとうございました。

廃棄物について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長　それでは、評価書案の279ページをご覧ください。廃棄物の現況調査でございます。

調査事項は、建設廃棄物等の状況、建設発生土の状況等の5項目でございます。

280ページ、調査結果でございます。

まず、建設廃棄物等の状況としまして、表にありますとおり解体の対象となる構造物等の概要ということで、中央街区は店舗と駐車場、駅街区は店舗、駐車場街区1、2ということで現在の駐車場の部分でございます。延べ床面積は記載のとおりで、基本的には中央街区、駅街区からコンクリートがらや鉄骨材など、駐車場につきましてはアスファルト等でございます。

特別管理廃棄物の状況ですけれども、こちらの一番下の2行です。既存施設におけるアスベストについては、解体工事前に使用状況の確認調査を行い、使用が確認された場合は関係法令等を遵守し適正な対応を図ることとしているとしてございます。

284ページは表がございませけれども、まず上の表が既存のグランベリーモールの施設全体の廃棄物の排出量や再資源化量等でございます。見ていただきますと、やはり商業施設ですので量が多いのがダンボールで333.21t/年、厨芥類、生ごみ類が327.54t/年、雑芥類、その他の可燃物ということで218.35t/年、合計979.97t/年でございます。再資源化につきましてはかなり努力をしております、トータルで95%の再資源化をしております。

下の表がシネコン棟を除く廃棄物の状況、285ページがシネコン棟のみの状況でございます。今回シネコン棟は建替えませんので、シネコン棟の予測には現在のシネコン棟の排出状況を使っているところでございます。

292ページ、予測でございます。

予測事項は工事の施行中がア 解体工事、建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量・発生量、再資源化量・再利用量、処分量及び処理方法等。

工事の完了後につきましては、ア 施設の供用に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理方法等でございます。

294ページ、予測状況の中で工事の完了後のアのところでございますけれども、完了後の予測につい

ては類似施設を用いているのですけれども、その類似施設につきましては横浜市青葉区のたまプラーザテラスゲートプラザを採用したということでございます。

理由としましては、計画施設と同じ東急田園都市線沿線に位置し、駅に近接していること、店舗等の延床面積が計画施設と同等規模であること、また、物販等の用途別面積の構成が類似していることを考慮したということでございます。たまプラーザテラスゲートプラザの原単位につきましては表に記載してあるとおりでございます。

295ページ、予測結果でございます。

まず、解体工事に伴う廃棄物の排出量等ですけれども、上段の表にありますとおりコンクリート塊が一番多く出て、26,167t、その後はアスファルトが3,074t程度出ます。合計で32,654t、再資源化率につきましては東京都建設リサイクル推進計画等に基づいて98%としてございます。

建設工事に伴う廃棄物につきましては、一般的な原単位を用いて延べ床面積を掛けまして、排出量につきましては合計で4,304t。

おめくりいただきまして、再資源化率、再資源化量等につきましても東京都建設リサイクル推進計画の目標等を用いまして合計で93%となっております。

解体と建設をあわせた建設廃棄物、総体の排出量等ですけれども、下の表に記載がありますとおり合計で36,958t/年、再資源化率につきましては合計で98%となっております。

297ページが建設工事に伴う建設発生土ということで、中段の表にありますとおり造成工事の切土で17,400m³です。一部盛土をするので排出量は10,300m³、掘削工事も172,200m³に達しまして、一部埋め戻し処理に使いまして排出量は168,800m³、山留め工事につきましては現場内利用がなくて4,300m³、合計で193,900m³の排出量に対して、再利用が10,500m³、排出量が183,400m³となっております。

下段が再利用率の表ですけれども、5%は場内で再利用して、残りの95%につきましては、他の工事や内陸の受け入れ地等へ搬出し、再利用するということでございます。

299ページが工事の完了後の廃棄物の状況でございます。

まず一番上がシネコン棟を除いた新しくつくる部分です。先ほど申し上げたたまプラーザテラスゲートプラザの原単位に延床面積を掛けまして、排出量が合計で約1,061t/年、再資源化率が93%。中段の表のシネコン棟につきましては現況と同様ということで合計約321t/年、再資源化率は95%、あわせたものが一番下の表です。合計で約1,382t/年に達しまして、再資源化率は94%となっております。

300ページが環境保全のための措置でございます。

まず、工事の施行中の予測に反映した環境保全措置ですけれども、建設工事に伴い発生する廃棄物の分別を徹底し、混合廃棄物の発生を抑制するとともに可能なものは有価物として売却する。それから、可能な限り再資源化する。再資源化できないものについては業の許可を得た業者に委託して、適正に処分するといった記載がございます。

工事の完了後の予測に反映した環境保全措置ですけれども、過去の販売データ等に基づき仕入の精度を向上させ廃棄物の発生量を抑制するなど、廃棄物の発生抑制を推進するといった記載がございます。

予測に反映しなかった環境保全措置としましては、施設の供用に伴う廃棄物の保管については、大規模小売店舗立地法に基づく廃棄物等の必要保管容量を確保する。また、生ごみ等については、悪臭防止のため冷蔵保管するなど適正に保管するといった記載がございます。

301ページ、評価でございます。

工事の施行中は、評価の指標は、建設工事にかかる資源の再資源化等に関する法律等に定められている事業者の責務及び東京都建設リサイクル推進計画に示されている目標とした、でございます。

工事の完了後は、評価の指標は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定められている事業者の責務及び東京都廃棄物条例に定められている事業者の基本的責務等としたとございます。

評価結果でございます。

工事の施行中のアです。

解体工事及び建設工事に伴う廃棄物の排出量は36,958t、再資源化量は36,045t、処分量は913tと予測する。再資源化率は98%であり、東京都建設リサイクル推進計画による建設廃棄物全体の平成30年度目標値を参考に設定した指標（97%以上）を上回るとしてございます。

処理につきましては可能な限り再資源化をして、再資源化が困難なものについては、適切に処分をするという記載でございます。

建設工事に伴う建設発生土の発生量が193,900m³、再利用量率は100%ということで、こちらも東京都建設リサイクル推進計画の目標値を参考に設定した指標を上回ってございます。

工事の完了後のアですけれども、施設の共用に伴うシネコン棟を除く計画建築物における廃棄物の排出量は約1,061t/年、再資源化率は93%、シネコン棟の排出量が約321t/年、再資源化率が95%、施設全体では排出量が1,382t/年、再資源化率は94%となっている。

廃棄物の発生抑制を推進するとともに、発生した廃棄物は可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化が困難なものは適切に処分するため、評価の指標を満足するとしてございます。

それでは、本日の資料の6ページをご覧ください。資料1-3、廃棄物の審議資料でございます。

都民の主な意見はなし。

関係市長の意見もございませんでした。

以上を踏まえまして、谷川委員と項目検討した結果、意見なしとさせていただいてございます。

以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

谷川委員は欠席されておりますけれども、事務局の御説明のとおりと伺っております。その後、谷川委員から何かコメント等は届いておりますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 1点ございまして、評価書案の284ページの表8.7-5(1)です。施設全体の下から5行目の厨芥類、生ごみ類の再資源化率が100%となっていて、現在しっかり堆肥化をしているとは思いますが、これからまた延床面積も増えて、生ゴミの排出量も増えるのでしっかり追加で受け入れてもらえるあてはあるのか、そういうことをしっかり確認しておいてくださいというコメントをいただいております。こちらについては確認しまして、現在町田市内の堆肥化施設に持っていつているということで、追加でどこに持っていくかというのが決まっておりますけれども決まった段階で、また、同様に100%という目標を掲げておりますのでしっかりできるようにやっていきたいということでございました。

以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等がございましたらお願いいたします。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 今の話とちょっと関連するのですが、私は以前にもこの席で申し上げたことがあると思うのですが、私自身の経験で1年ほど前に、私の家のそばに巨大モールができて、中にスーパーマーケットがありまして、もちろん生ごみも出るわけです。朝の10時ぐらいにその駐車場の周りを通りますと強烈なおいがするわけです。多分前日の魚のあらをトラックに積んで、堆肥をつくる場所に持って行くのだと思います。車自体は大変き

れいなのですけれども、上がオープンな普通のトラックの形をした運搬車で、最初は何だか分からないようなすごいにおいがするわけです。本来人間の役に立つものですから、そういうものを悪臭と言っていいのかどうか分かりませんが、本文中にも悪臭を余り発生させないようにすると書いてございますので、何か工夫がないのかなとちょっと思ったもので、老婆心ながら一言申し上げておきます。

○町田部会長 ありがとうございます。

ぜひ事業者に今の件をお伝え願えればと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今の生ごみはどこに記述があったかは記憶していませんが、冷蔵庫で保存して悪臭が出ないようにという記述があったのですけれども、これは生ごみ全部を冷蔵保存するということをお考えなのですか。

○宇山アセスメント担当課長 300ページの一番下の予測に反映しなかった環境保全措置ということで、一番上の・の2行目、また、生ごみ等については、悪臭防止のため冷蔵保管するなど適正に保管するというので、全てのショッピングセンターは私も知りませんが、一般的には最近結構厳しい状況なので冷蔵保管をして、持ち出す際にも冷蔵車を使って、もちろん密閉をして、そういうのが私は当たり前なのかなと思っていたのです。

○町田部会長 どうぞ、寺島委員。

○寺島委員 私にその強烈なおいを経験させたのは、全国展開しております某有名モールのフラッグシップ的なところからその車が出てまいりまして、全くオープンなトラックにどさっと上から積んでいるような状態であったということなので、その後、苦情が出て変えているかどうかは分かりませんが、おっしゃるように、密閉されたものでやったほうがいいのかという気はいたします。そういうものを悪臭と感じる私が間違っているのかもしれませんが、ちょっとそう思ったのです。

○町田部会長 やはり排出するときですね。そこら辺をうまくやってほしいです。ほかによろしいですか。

どうぞ。

○片谷審議会会長 この案件とは直接かかわる話ではないのですけれども、予測に当たって、東京都内のほかの事例を参考にしようとしたけれども、それだと過小評価になりそうだから採用しなかったという記述がありますね。最初に参考にしようとした案件の状況が心配になるのですけれども、この案件の審査とは全然関係がない話ですが、それは問題がなかったの

ですか。

○町田部会長 どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 今、廃棄物の予測は、基本的には原単位を使って予測をして、実際に原単位は都内一般の原単位なので、このアセスをやる事業者さんはかなり大きな会社が多いですし、実際には施行の段階ではかなり頑張ってやって、売れるものはしっかり売ってとか、混合廃棄物にならないように分別をやると、実際に出てくるものは少なくなっている状況でございまして、特段事後調査に問題があるとは思っておりません。でも、なかなかばらつきが多いので予測には使いづらかったということだと思います。

○片谷審議会会長 要するに、安全側の予測をしたと。参考にしようとした事例は値が小さかったので、ほかの文献のもう少し大きい値で安全側の予測をしたという理解でよろしいですか。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○片谷審議会会長 分かりました。ありがとうございます。

○町田部会長 ほかにいかがですか。

コメントありがとうございました。廃棄物につきましては意見なしとさせていただきます。

本日、予定をいたしました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか、よろしいですか。

特にないようでございますので、これで第一部会を終了させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。御協力ありがとうございました。

(傍聴人退場)

(午後4時31分閉会)